

## 船舶インシデント調査報告書

平成28年5月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成27年2月20日 19時00分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港沖 東播磨港高砂西防波堤灯台から真方位212° 2.6海里付近 （概位 北緯34° 41.6′ 東経134° 46.2′）
インシデントの概要	貨物船 <sup>かいとく</sup> 海德丸は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年4月13日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 海德丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	136396、久木山汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 機関長、四級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
インシデントの経過	本船は、航行中、機関室の警報が作動したので、主機を停止して点検したところ、逆転機のクラッチ付近に白煙を認めた。 本船は、発航地に戻ることにし、減速して航行中、逆転機の前後進切替えテストを行ったところ、主機が停止した。 本船は、機関整備業者が主機の開放点検を行ったところ、逆転機の前進側クラッチにおいて、クラッチ板の摩耗が進行して運転中に滑りを生じ、クラッチ板が発熱して焼損したことが判明した。
分析	本船は、逆転機の前進側クラッチにおいて、クラッチ板の摩耗が進行して運転中に滑りを生じたことから、クラッチ板が発熱して焼損し、主機の運転ができなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、逆転機の前進側クラッチにおいて、クラッチ板の摩耗が進行して運転中に滑りを生じたため、クラッチ板が発熱して焼損し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 主機運転中は、逆転機の潤滑油温度を適正に管理すること。 ・ 逆転機は、定期的に開放整備し、クラッチ板の損耗状況等を確認して適切に部品を交換すること。